



令和2年 4月 1日 第470号

【第11回理事会開催される】

令和元年度第11回理事会が3月24日開催されました。その結果を次のとおりご報告いたします。



◎議案第1号 会員の脱会について

研修館「楡」食堂 小原弘之様
この度、諸般の事情により退会の届け出があり、令和2年3月31日をもって脱会となりました。

これまで本会の振興発展にご尽力をいただきました事に心より感謝申し上げます。

◎議案第2号 和寒町商工会定款の一部改正について

成年被後見人等の欠格条項の見直しに係る関係法律の施行に伴い、令和元年12月14日に商工会法及び同法施行規則が一部変更されたため、本会定款の一部改正(案)を通常総会に提出することについて、承認をいただきました。

◎議案第3号 役員退任慰労金の支払いについて

3月31日で監事を退任する福塚監事に退職慰労金を支払うことに対して、承認をいただきました。

◎議案第4号 令和元年度収支更正予算(案)について

令和元年度一般会計収支予算について、2月末日現在の決算見込みにより更生した更生予算案について、提案のとおり承認をいただきました。

◎議案第5号 令和2年度収支予算(案)について

令和元年度決算見込みと新年度事業を反映した、令和2年度収支予算(案)について、提案のとおり承認をいただきました。

◎和寒町商工会職員の再雇用について

本会職員の再雇用について協議をいただき、提案のとおり承認をいただきました。

- ・事務局長 保土澤 澄 夫(令和2年4月1日付)
- ・経営指導員 吉田 光 秀(令和2年4月1日付)

- ・報告事項1 新型コロナウイルスに関する緊急対応について(経営影響緊急調査結果を裏面に記載)
- ・報告事項2 元年度伴走型小規模事業者支援推進事業について
11月に経済産業省に認定申請した、2年度から6年度の経営発達支援計画が3月16日付けで認定になりましたので、今後事業を推進してまいります。また、2月に開催したやる気アップ・創業セミナー、専門家派遣個別相談会やデリカテッセントレード2020(千葉県幕張)への参加を報告しました。
- ・報告事項3 元年度わさむ活活商品券販売事業の回収結果について
最終回収率が99.80%となったことを報告しました。
- ・報告事項4 “楽しくお買物”楽楽タクシー利用実績について
- ・報告事項5 第31回極寒フェスティバルの決算について
- ・報告事項6 関係する各事業の推進経緯について
- ・報告事項7 各部会の報告
- ・その他 : 次回理事会 4月21日(火)午後6時30分

和寒町の新年度予算が成立しました。

【令和2年度 商工会関連予算について】

令和2年度和寒町の予算が、第1回町議会定例会において成立しました。産業振興など、本会に関連した主な予算は、下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

◎商工会関連予算(商工業振興費) (単位:千円)

・商工会運営補助	15,563
・商工会創立60周年記念事業補助	150
・愛町消費運動活動支援補助	1,200
・商工業新規就業者対策補助	2,100
・中小企業経営安定化利子補給他 利子補給計	1,722
・地場産業開発研究補助	1,600
・融資事務取扱交付金	100
・中小企業補償・商工業活性化融資預託金	80,000
合計	104,091千円 前年度比574千円増

◎観光協会関連予算

・どんとこい夏祭り負担金補助	2,170
・観光協会補助	5,485
合計	7,655千円 前年度比420千円減

あなたの販路開拓・事業承継を支援します!

【小規模事業者持続化補助金募集】

商工会だより3月号でお知らせしましたが、小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)に対応するため計画を策定し、それに基づいて行う販路開拓の取組みなどの経費の一部を補助する「小規模事業者持続化補助金」の募集を行っています。申請をされる方は時間に余裕をもって、商工会までご相談ください。

1. 補助対象者(一般型)
 - a. 商工会地域の小規模事業者等
 - b. 申請にあたって経営計画を策定する必要があります。商工会がサポート致します。
 - c. この「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>」において、受付締切日の前10ヶ月以内に、先行する受付締切りで採択・交付決定を受けて、補助事業を実施した(している)事業者は対象外です。(共同申請の参画事業者の場合も含まれます。)
2. 補助金額等
審査で採択された場合、原則50万円を上限(補助率2/3)に国から補助する制度です。
3. 公募スケジュール(予定)

	第2回受付締切	第3回以降
申請書類一式の送付締切	2020年6月5日(金) 【最終日当日消印有効】	商工会にお問い合わせ。
採択結果公表	2020年8月頃予定	
補助事業の実施期間	交付決定通知受領後から 2021年3月31日(水)まで	

新型コロナウイルスに関する緊急対応施策

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、全国で中小企業・小規模事業者の経営に多大な影響を及ぼしていることから、国及び町の資金融資施策が実施されていますので融資を希望する事業者は早めに商工会に相談ください。

○国の新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者(フリーランスを含む)に対し、融資枠別枠の制度を創設。無担保で一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、5%以上減少している方

【資金、貸付期間】
運転資金、15年以内(うち据置5年以内)
設備資金、20年以内

【金利】当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利中小事業1.11%→0.21%
国民事業1.36%→0.46%[町の商工業者が該当。特別利子補給制度を活用すれば無利子]

○国の特別利子補給制度

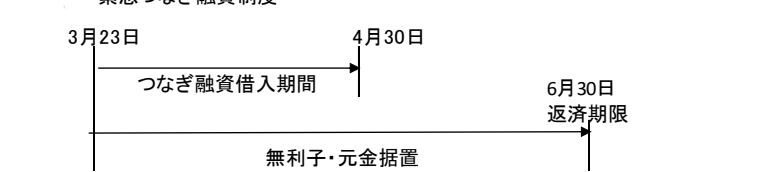
日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい個人事業主(フリーランスを含む)、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

【適用対象】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

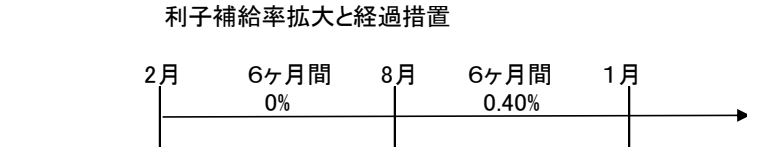
- ①個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る): 要件なし[町内多くの飲食事業者が該当]
- ②小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少[町内数件の飲食法人事業者]

③中小企業者(上記①②を除く事業者): 売上高▲20%減少
※小規模の要件: 製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下、卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下
【町の新型コロナウイルスに関する緊急対応策】

1. 制度資金
①新たな借入者への対応
国の新型コロナウイルス感染症特別貸付の制度では資金繰り対応が間に合わない事業者について、町の商工業活性化融資利子補給補助の運転資金(限度額300万円)を融資。借入利息については、特例措置として無利子とする。期間は、令和2年3月~令和2年4月30日までの借入分を適用し、返済は、6月30日までとする。
また、元金についても、国の融資を受ける間は支払いを据置。



②既存の借入者への対応
和寒町中小企業保証融資条例、和寒町商工業活性化融資条例及び和寒町中小企業経営安定化補助規則に基づき借入を行い利子補給を行っている者に対して、令和2年2月~令和2年7月までの6ヶ月間、本人負担分0.8%を無利子とする。あわせて、令和2年8月以降については、本人負担分を6ヶ月間0.4%とする経過措置を設ける。



【3月の動き】

- 3月 2日 女性部三役会議
- 3日 女性部役員会
- 24日 第9回総務企画委員会、第11回理事会
わさむ活活商品券監査
- 25日 和寒神社祈年祭(春祭り)
女性部三役会議
- 26日 第5回観光協会役員会
- 27日 新型コロナウイルス感染症に関する施策説明会 旭川
- 30日 評議員懇談会



第35回三笠山夜桜まつり中止のお知らせ

毎年、5月上旬に開催しておりました「三笠山夜桜まつり」は、町内外から多くの来場をいただき、桜の下、シンギスカンに舌鼓を打ち、飛び入りカラオケや抽選会などの催しで楽しんできたところです。しかし、新型コロナウイルス感染の拡大が続く中であって、今年の開催の可否を3月26日に観光協会役員会を開催して協議した結果、会場内での感染防止の必要な対策が取れないことから、中止することで決定しましたので、お知らせいたします。